

## 東北地方太平洋沖地震の被災地に対する早期復興支援を求める意見書

平成23年3月11日、宮城県三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という世界観測史上、最大級の地震であり、巨大な津波により東北、関東地方の広範囲にわたり極めて甚大な被害をもたらした。

この未曾有の事態に対して、現在、自衛隊をはじめ警察、消防などにより、決死の救出活動が行われているが、3月22日現在、死者9,199人、行方不明者13,786人、合わせて22,985人と発表されており、未だ安否が確認されていない方が数万人に上っているため、今後更に犠牲者が増えることが予想される。

また、福島第一原子力発電所において重大な事故が発生しているが、事態の収拾に向けての見通しは立っていない状況である。

よって、国におかれては、被災者の皆様の安心・安全を確保するため、下記の事項について適切な対策を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 行方不明者の一刻も早い救出を行うこと。
- 2 福島第一原子力発電所における事故を早期に解決し、放射能汚染に対しても十分な対策を講じること。
- 3 被災地のライフラインを早期に復旧すること。
- 4 被災者に対する全面的支援、災害復旧、救助活動等に伴う経費については、国において十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月23日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（防災）